

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成20年6月6日
閣議決定案〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 別表1中「512」の次に別紙1のように加える。
2. 別表1中「910」及び「1109」を別紙2のように改める。
3. 別表1中「411」及び「707」を削る。
4. 別表2中「411」を別紙3のように改める。